

福祉用具レンタル・販売



快適な生活環境づくりにかかせないのが、適切な福祉用具選びです。皆さまに安心してご利用いただけるよう機能面や使い心地にもこだわり、幅広くご用意しております。福祉用具は、利用者の方だけでなく、介護にあたるご家族にとっても必要なもの、また早急に用意しなければならないものや将来に向けて準備が必要なものなど、その用途や準備するタイミングも多岐にわたります。また、いざ購入・レンタルとなった時にどんなアイテムを選べばよいのか、介護保険サービスが利用できるのかなど、お悩みもつきものです。介護の負担を少しでも減らすとともに、利用者さまの生活の質の向上が図れますよう、最適な商品をご提案いたします。

持ち運びに不便な紙おむつをお電話1本で、特別価格にて宅配致します。
(配達はお電話を頂いてから2~3日位でお届けにまいります。)

配達エリア

横須賀市、横浜市、三浦市、逗子市、鎌倉市、葉山町
(詳細はお電話にてご確認ください)

福祉用具レンタル

介護保険の認定を受けている方は、下記の福祉用具を月額レンタル料の1割負担でご利用いただけます。
※原則として、行政判断による可否が出てからのご利用となります(さかのぼり請求は不可)。
※要介護度によってご利用いただける福祉用具は異なります。
※詳しくは、行政介護保険窓口、地域包括支援センター、又はケアマネージャーにお問い合わせください。

車いす



自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす

車いす付属品



クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等で、車いすと一体的に使用されるものに限る

特殊寝台



サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付けることが可能なものであって、次あげる機能のいずれかを有するもの

- ・ 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- ・ 床板の高さが無段階に調整できる機能

特殊寝台付属品



サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード又はマット等で、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る

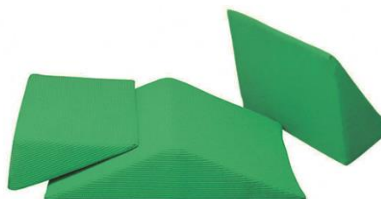
床ずれ防止用具



送風装置又は空気圧調整装置を備えたエアーマット

- ・ 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用マット

体位変換器



床ずれ防止のための体位変換と良肢位保持に!

- ・ 自由自在に組み合わせて最適な体位に
- ・ 型くずれしにくい三角形の高密度特殊ウレタン
- ・ ずれにくく通気性バツグンのカバー

手すり



取り付けに際し、工事を伴わないものに限る

スロープ



取り付けに際し、工事を伴わないものに限る

歩行器



歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、次のいずれかに該当するものに限る

- ・ 車輪を有するものは身体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ・ 四脚を有するものは上肢で保持して移動させることが可能なもの

歩行補助つえ



松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ及び多点杖に限る

認知症老人徘徊感知機器



認知症の方が屋外に出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

移動用リフト（つり具の部分を除く）



床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く）

自動排泄処理装置



排泄動作に不自由のある方に対して、自動的に便や尿を吸引する

福祉用具販売

介護保険の認定を受けている方は、下記の特定福祉用具が年間10万円を上限として1割の自己負担でご購入いただけます。

（年間限度額10万円を超えた部分は全額自己負担となります。）

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります。

※詳しくは、行政介護保険窓口、地域包括支援センター、又はケアマネージャーにお問い合わせください。

※購入サービス支給対象者は、介護保険の要支援～要介護5と認定された在宅サービス利用者です。

※支給限度額は、年間（4月1日から翌年3月31日までの1年間）で10万円（消費税含む）購入分9割の9万円までが支給されます。

※支給限度額の上限を超えた場合、超えた部分については全額自己負担となります。

腰掛け便座



- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・電動式又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・ポータルトイレ
- ・自動排泄処理装置

入浴補助用具



座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る

- ・入浴用いす
- ・浴槽内いす
- ・浴槽用手すり
- ・入浴台
- ・浴室内のこ
- ・浴槽内のこ
- ・入浴介助用ベルト

特殊尿器



尿が自動的に吸引されるもので、要介護者又は介護者が容易に使用できるもの

簡易浴槽



空気又は折りたたみ式等で容易にできるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

移動用リフトのつり具部分



身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

暮らしのよろず相談所

在宅暮らし安心サポートサービスネットワーク



住み慣れた街・自分の家で最期まで安心して暮らせるよう、
多方面からサポートやアドバイスいたします

グループライフサービス オリジナル地域包括システム情報ステーション

住まい

介護

予防
介護

生活
支援

資産
運用

相続
遺言

保険
ローン